

# いじめ防止基本方針

愛知県立熱田高等学校

平成30年3月29日

# 愛知県立熱田高等学校いじめ防止基本方針

## I いじめの防止についての基本的な考え方

### (1) いじめについての基本的な認識

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒が作り出していくものと期待される。

そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査などで検証するなどして、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続することが大切である。

### (2) 学校のいじめに対する基本姿勢

いじめの態度や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また、生徒に対しても、全校集会やホームルーム活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していくことが大切である。

いじめを発見、または通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### (3) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てていく。

## Ⅱ 学校いじめ対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ対策委員会」を設置する。

### (1) 「いじめ対策委員会」について

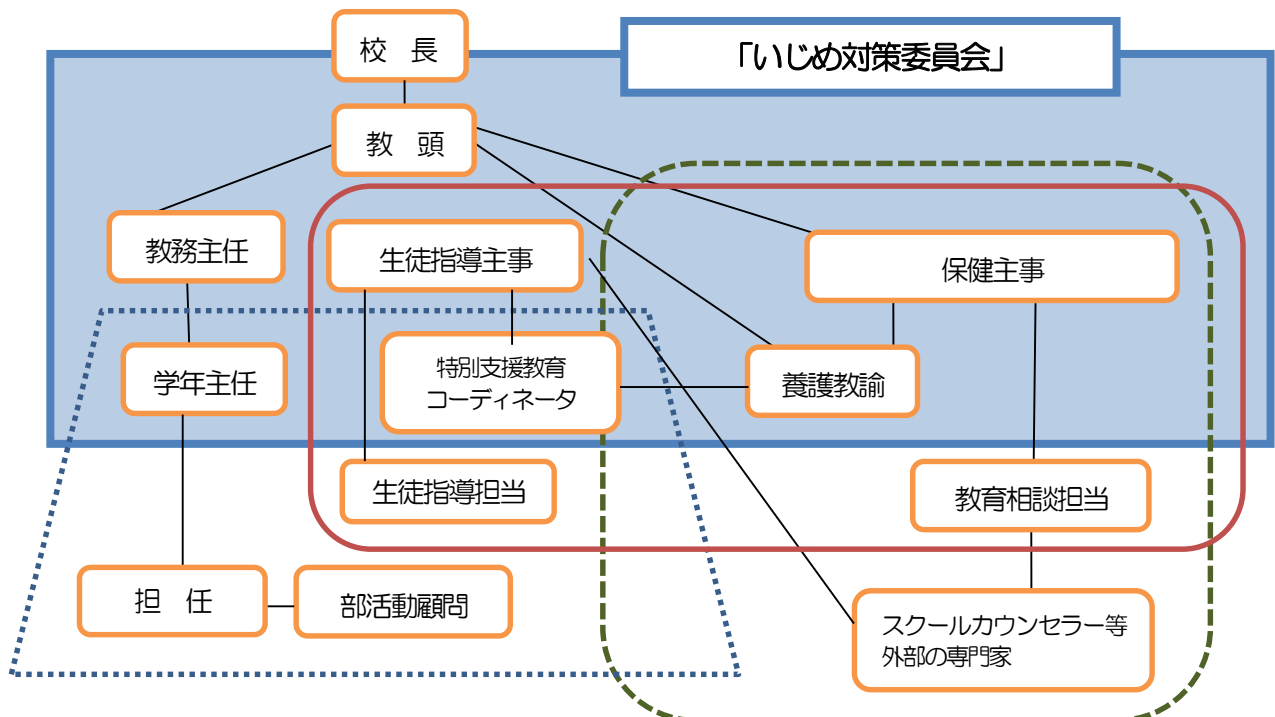
#### ア 委員会のメンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、養護教諭（該当担任）（必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等外部の専門家を加える。）

#### イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組織して対応する。

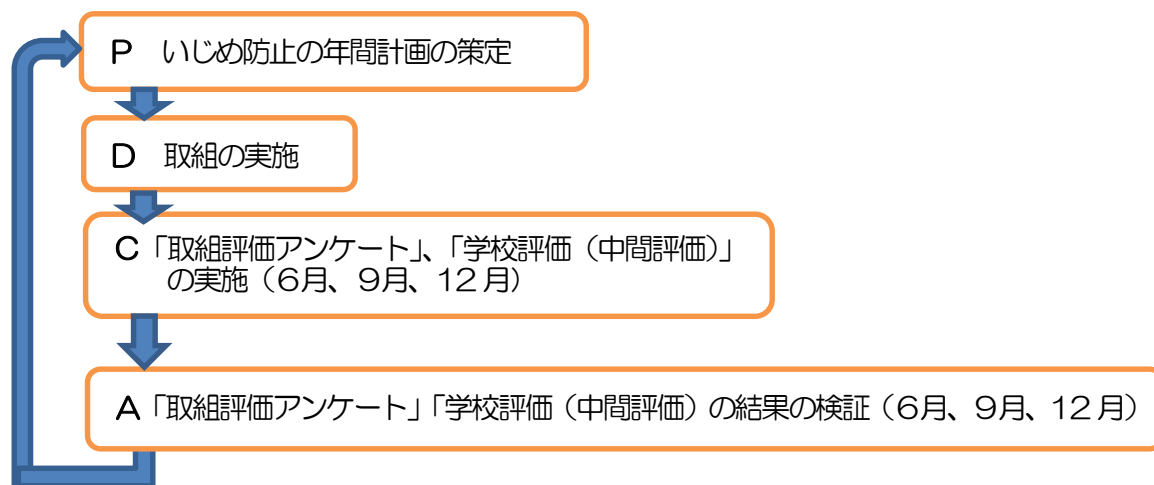
#### 【組織図】



□、□、□ は、指導・支援チームの例。事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

## (2) 「いじめ対策委員会」の役割や機能等

### ア 取組の検証（PDCAサイクル）



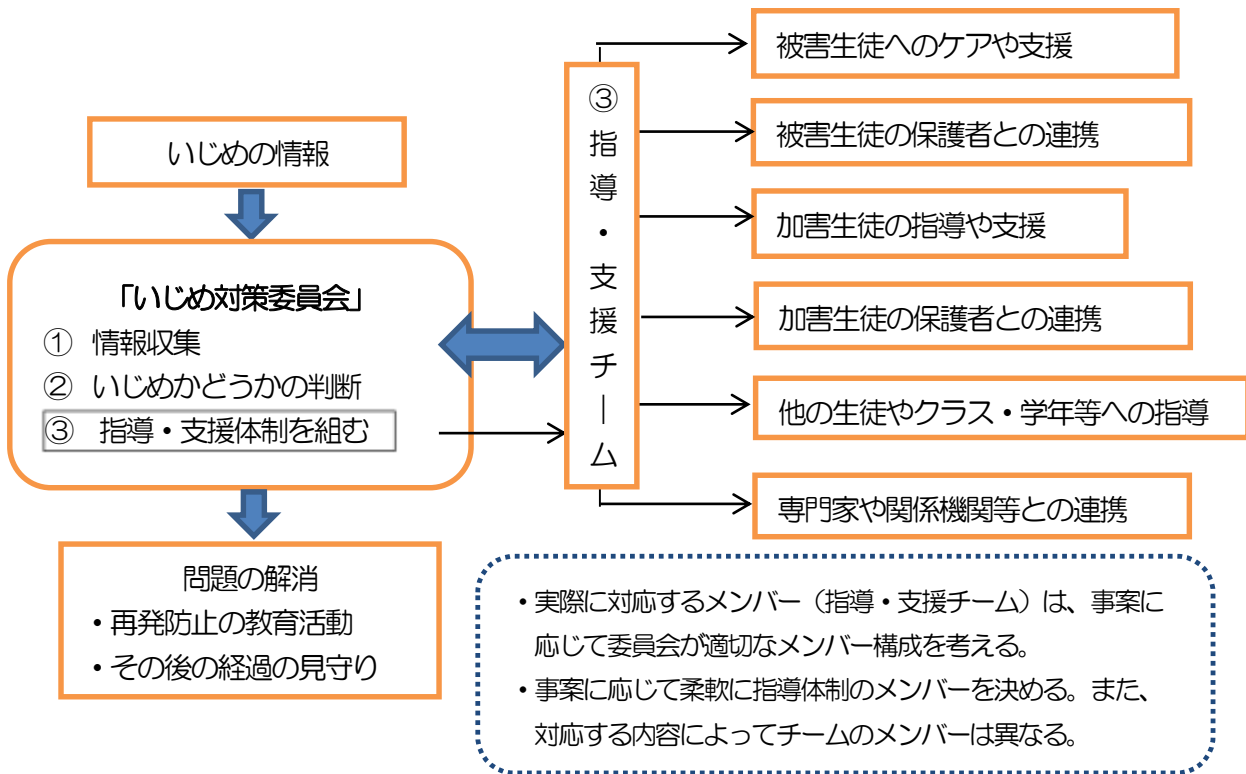
### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。特定の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ対策委員会」で情報を共有し、迅速かつ組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。また、諸問題に関する指導記録を引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- 年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- 「いじめ対策委員会」で検討した内容は、職員会議等で報告する。
- 全職員の共通理解を図るため、少なくとも年1回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

### ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- 「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。
- 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価に位置づけて評価し、取組の改善を図る。
- 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- より多くの大人が子供の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- 「学校生活における実態調査」を実施する。

## エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



## オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

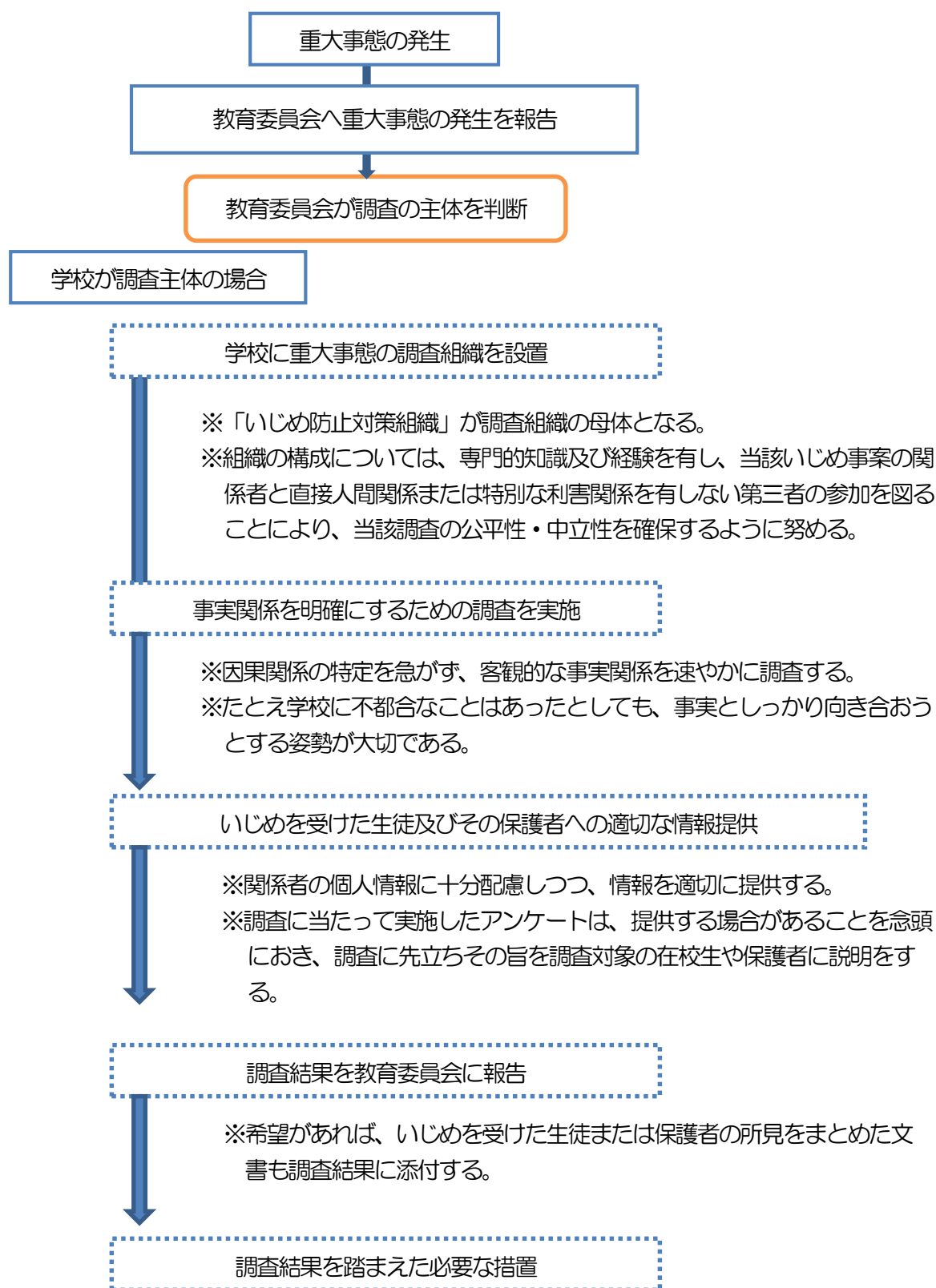
学校が調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

（注）重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 例
- ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合など

【フローチャート】



### Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 校内研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、家庭や地域と連携しながら適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- オ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会から自己有用感を高め、また困難な状況を乗り越えるような体験を通して、自己肯定感を高められるよう努める。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ けんかやふざけ合いであってもいじめである可能性を認識する。
- ウ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- エ 定期的な「学校生活における実態調査」(年数回)の実施や教育相談の充実を図る。

#### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたとき、又はいじめの疑いがあると思われるとき「いじめ対策委員会」で迅速かつ組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携して取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。
- キ いじめ解消後の再発防止に充分留意する。

(取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○健康調査の実施【全学年】(保) ○相談室やSCの周知【全学年】(保) ○面接週間【全学年】(学) ○人間関係づくり→グループエンカウンターの実施【1学年】(学)(保)		○全職員に「いじめ」に対する周知徹底 ○相談委員会	○挨拶運動 ○登校指導
5月	○遠足	○「生活実態のアンケート」の実施【全学年】 (生)(保)(学)	○相談委員会	○挨拶運動 ○登校指導 ○PTA 総会 ○公開授業
6月	○ボランティア活動の実施【1、2学年】(生)(特) ○公開授業週間【全学年】(教)(科) ○公開部活動 (生)(特)		○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施→検証 ○相談委員会	○挨拶運動 ○下校指導
7月	○保護者会【全学年】(教)			○挨拶運動 ○学校評議員会 ○学校関係者評価委員会
8月	○学校祭準備の実施【全学年】(特)			
9月	○面接週間【全学年】(学) ○学校祭【全学年】(特) ○修学旅行【2年生】(学)(生)	○「学校生活における実態調査」の実施【全学年】(生)(保)(学)	○中間評価→検証 ○相談委員会	○挨拶運動 ○学校評議員への学校行事・授業の公開 ○文化祭バザー ○登校指導
10月			○相談委員会	○挨拶活動 ○登校指導
11月			○相談委員会	○挨拶活動 ○下校指導
12月	○保護者会【全学年】(教) ○人権週間【全学年】(生) ○人権講話【全学年】(生)		○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施→検証 ○相談委員会	○挨拶運動 ○登校指導 ○学校評議員会 ○学校関係者評価委員会
1月	○合唱祭【全学年】(生)		○相談委員会	○挨拶運動 ○登校指導
2月			○自己評価	○挨拶運動 ○登校指導
3月	○生徒指導講話【1、2学年】(生)		○学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し	○学校関係者評価委員会「自己評価」の評価

(教)…教務部 (生)…生徒指導部 (保)…保健部 (特)…特別活動推進部 (進)…進路指導部  
(学)…学年会 (科)…教科会



【例②】いじめ防止等の取組に基づいたまとめ方

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。</p> <p>ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。</p> <p>エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p>	<p>○体験活動、インターンシップの充実【生徒指導部・進路指導部】</p> <p>○L Tの時間に道徳教育指導参考資料「明日を拓く」の活用した取組の実施（年3回→L T計画参照）【教務部・学年会】</p> <p>○わかる授業を目指した「授業改善」→公開授業週間を設定（6月、10月）【教務部・教科会】</p> <p>○「心のアンケート」（いじめアンケート）の実施【生徒指導部・学年会】</p> <p>○個人面談の実施【各学年会】</p> <p>○健康調査の実施【保健部】</p> <p>○生活実態調査の実施【教務部】</p> <p>○人権週間での取組 →人権講話、映画鑑賞、クラス討論会、作文・標語づくり【生徒指導部・学年会】</p> <p>○情報モラル教育→7月、3月に講話【生徒指導部・教務部】</p>	<p>○年2回の公開授業、公開部活動の実施（年2回：6月、10月）</p> <p>○学校評議員への学校行事・授業の公開</p> <p>○生徒・教職員と協同したボランティア活動等の実施（毎月10日：挨拶運動、5月：ゴミの運動、9月：文化祭でのハザー活動等、11月：花いっぱい活動など）</p>
早期発見	<p>ア 教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。</p> <p>ウ 定期的な「いじめアンケート調査」（年3回）の実施や教育相談の充実を図る。</p>	<p>○相談活動の周知（「相談だより」の発行…毎月1回）【保健部】</p> <p>○「意見箱」の設置（校内2か所）【生徒指導部・保健部】</p> <p>○「心のアンケート（いじめアンケート）」の実施（年3回…5月、9月、1月）【生徒指導部・学年会】</p> <p>○個人面談の実施（年2回…4月、9月）【各学年会】</p>	
いじめに対する措置	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。</p> <p>イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや警察署等、専門家</p>	<p>○いじめ事案に対して組織的に対応（Ⅱの（2）エ「いじめに対する措置（いじめ事案への対応）」参照）【「いじめ・不登校対策委員会」・生徒指導部・保健部】</p>	

	<p>や関係機関等との連携のもとで取り組む。</p> <p>オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。</p> <p>カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p>		
<p>点検・検証・見直し</p>		<p>○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施（6月、12月）→その後、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、アンケート結果や取組の実施状況、進捗状況を検証する。→職員会議で報告をする。</p> <p>○学校評価の評価項目とし、「中間評価」（9月）及び「自己評価」（2月）を行い、「いじめ・不登校対策委員会」でその結果を検証する。</p>	<p>○学校関係者評価委員会（3月実施）で「自己評価」の評価を行う。</p>